

会津若松駅前広場の整備等を起点とした会津地域の観光振興等に関する
包括連携協定書

福島県（以下「甲」という。）、会津若松市（以下「乙」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、会津若松駅前広場の整備等を起点とした会津地域の観光振興等に関して、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に情報共有や意見交換に努め、関係施策等について緊密に連携し協力することで、会津地域の観光振興等を図り、相互の持続的な発展を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 会津若松駅前広場の整備等を通じたまちづくりの推進に関すること。
- (2) 公共交通利用の推進に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 防災・災害対策の推進に関すること。
- (5) その他、会津地域の振興等に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の各事項について協働により推進することで合意したときは、連携するうえで必要となる事項について協議の上、必要に応じて協定等を締結するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結の日から10年間とし、甲、乙及び丙の協議により合意したときは、改めて協定を締結することにより更新するものとする。

（守秘義務等）

第5条 甲、乙及び丙は、協働により取り組むにあたって知り得た情報等を相互の承認を得ずに第三者に漏えいしてはならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事

内堀雅雄



乙 福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市
会津若松市長

室井照平



丙 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社
執行役員仙台支社長

坂井

